

政令月収の求め方

①世帯の所得額を求める

※所得・・・町県民税課税証明書の「〇〇年分合計所得金額」に記載された額

続柄	年収
世帯主	
合計	A

②各種控除金額を計算する

控除名	内容	金額	控除金額
同居控除(親族控除)	本人以外の同居者(配偶者、子、父母等)	380,000円×人数	
別居の扶養親族	同居していないが、所得税法上、別居の扶養親族であると認められている方	380,000円×人数	
老人扶養控除	70歳以上の扶養親族及び控除対象配偶者	100,000円×人数	
特定扶養親族控除	16歳以上23歳未満の扶養親族(配偶者を除く)	250,000円×人数	
特別障害者控除	本人、同居親族及び同居しない扶養親族のうち ①心神喪失の状態にある方 ②1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ③児童相談所等から重度の知的障害者と判定された方 ④1級、2級の身体障害者手帳の交付を受けている方 ⑤戦傷者手帳の交付を受けている方で特別項症から第三項症までの方 ⑥原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けている方 ⑦65歳以上で障害の程度が、①③④と同程度であることの認定書を福祉事務所等から交付されている方 ⑧常に就床を要し、複雑な介護を要する方	400,000円×人数	
障害者控除	本人、同居親族及び同居しない扶養親族のうち ①児童相談所等から中度・軽度の知的障害者と判定された方 ②2級、3級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ③3級～6級の身体障害者手帳の交付を受けている方 ④戦傷者手帳の交付を受けている方で第四項症から第六項症まで及び第五款症までの方 ⑤65歳以上で障害の程度が①と③と同程度であることの認定書を福祉事務所等から交付されている方	270,000円×人数	
寡婦控除	所得者(ひとり親に該当する方を除く)で、次の要件を満たす方 (1)夫と離婚した後婚姻をしていない方のうち ①扶養親族のいる方 ②合計所得金額が500万円以下の方 ③事実上婚姻関係と同様の事情であると認められない方 (2)夫と死別した後婚姻をしていない方のうち 又は夫の生死の明らかでない方のうち ①合計所得金額が500万円以下の方 ②事実上婚姻関係と同様の事情であると認められない方	該当者ごとに上限270,000円 ※所得金額から所得控除を差し引いた残額が27万円未満である場合は、当該残額	
ひとり親控除	所得者で、次の全ての要件を満たす方 ①現に婚姻をしていない方、又は配偶者の生死が不明である方 ②事実上婚姻関係と同様の事情があると認められない方 ③生計を一にする子のいる方(子の年齢制限なし) ④合計所得金額が500万円以下である方	該当者ごとに上限350,000円 ※所得金額から所得控除を差し引いた残額が35万円未満である場合は、当該残額	
所得控除(給与所得者、公的年金所得者)	本人または同居親族で過去一年間において給与所得又は公的年金等にかかる雑所得を有する者(その者の所得等の金額が10万円未満である場合には、その金額)	該当者ごとに上限10万円 ※10万円未満の場合は当該金額 ※上記控除と重複して控除することができる	
合計			B

③政令月収を算出する

(所得額の合計-控除額の合計)を12ヶ月で割る

$$\left(\boxed{A} - \boxed{B} \right) \div 12 = \boxed{\text{政令月収}}$$

* 政令月収額により家賃が変わります

	下限	上限
1分位	0	104,000
2分位	104,001	123,000
3分位	123,001	139,000
4分位	139,001	158,000
5分位(収入超過者)	158,001	186,000
6分位(収入超過者)	186,001	214,000
7分位(収入超過者)	214,001	259,000
8分位(収入超過者)	259,001	313,001

それぞれの分位ごとの家賃は建物によって異なります